

# 堺市民芸術文化ホール施設ロゴマーク等作成業務仕様書

## 1. 業務名

「堺市民芸術文化ホール施設ロゴマーク等作成業務」

## 2. 業務履行期間

契約締結日から平成30年3月31日まで

## 3. 目的

堺市民芸術文化ホールのロゴマーク等を作成することにより、施設の魅力やイメージを広く周知するとともに、施設への期待感を高める。

## 4. 業務内容

(1) 堺市民芸術文化ホールのロゴマーク等のデザインの作成

(2) ロゴマーク等に係る関連デザインの作成

- ・モノクロで表現したもの
- ・白抜きで表現したもの
- ・漢字表記「フェニーチェ堺」を使用したロゴタイプ及びロゴマーク

(3) ロゴマーク等の使用に係るV I (Visual Identity) ガイドラインの作成

※V I ガイドラインとはロゴマーク等を使用する広報・広告活動、備品、看板等、人々の目に触れる物すべてに対し、ビジュアルイメージの統一を図っていくためのマニュアルのことを指し、ロゴマーク等の使用方法等についての基準を定めたもの。

なお、作成したロゴマーク等は下記用途での使用を想定している。

- ・広報用印刷物、名刺、封筒、レターヘッド等のステシヨナリー類
- ・クリアファイル、タオル、Tシャツ等のノベルティ類
- ・施設が発行するパンフレット、チラシ等への掲載
- ・各種施設サイン
- ・雑誌、新聞、ホームページへの掲載
- ・歩道等に掲げる啓発バナー
- ・イベント、セミナーでの使用
- ・従事者用名札、スタッフジャンパーなど

## 5. 成果品

(1) ロゴマーク等及び関連デザインに係る完成データ

(2) V I ガイドラインにかかる冊子（数量 20 冊、サイズ A 4、紙質コート紙 110 kg）  
及びその完成データ

※データの納品については、A I 形式及び P D F 形式にて修正可能な状態で納品すること

## 6. 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

(1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。

(2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

## 7. 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

## 8. 誓約書の提出について

(1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第 8 条第 2 項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約金額（税込）が 5 0 0 万円未満の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。

(2) 受注者は、契約金額（税込）が 5 0 0 万円以上となる再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第 8 条第 2 項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴収して、本市へ提出しなければならない。

(3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

## 9. 不当介入に対する措置

(1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、警察に届け出なければならない。

(2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。

(3) 本市は、受注者が本市に対し、(1) 及び (2) に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。

(4) 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が (1) に定める報告及び届け出又は (2) に

定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

#### 10. その他

- (1) この仕様書に記載のない事項、疑義等については、双方協議の上決定する。
- (2) 成果品の著作権（著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利）は、本市に帰属するものとする。ただし、提案者がデザイン年鑑、作品集、ウェブサイト等において自身の作品として紹介・掲載することを制限するものではない。